

まだまだ寒い日が続いており
コロナウイルスによる緊急事態宣言も出ております。
皆様も外出の際などはお気を付けくださいませ。
一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と
皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

確定申告が始まります！ 2月16日～3月15日が確定申告の期日です！

確定申告が必要な方

- ・個人事業主の方
- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を2ヶ所以上から受けている人
- ・給与を1ヶ所から受けていて、その他に不動産収入、配当収入、年金収入の合計が20万円を超える方
- ・初めて住宅ローン控除を受ける方
- ・医療費控除を受ける方
- ・ふるさと納税をされた方で
「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用していない方
当てはまるかどうか不安な方は是非ご連絡ください！

今月の税務

- 2月10日（水）
・1月分 源泉所得税
住民税の特別徴収税額の納付
- 2月16日（火）
・令和2年度 確定申告開始日
- 3月1日（月）
・12月決算法人の申告と納付
・6月決算法人の中間申告と納付
・3・6・9月決算法人の中間申告と納付
・1月分社会保険料の納付

* 消費税のインボイス制度 *

インボイス制度は、適格請求書等保存方式とも言います。
適格請求書とは、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段で請求書や納品書その他これらに類する書類のことです。
この制度は2023年10月1日以降に開始予定とされています。
(令和5年10月1日)
消費税額の仕入税額控除の要件としてこの適格請求書の保存が必要となります。
適格請求書には、税率ごとに区分して合計した金額と適用税率と適格請求書発行事業者さんが税務署に申請書を提出し、登録番号を受けて、その登録番号を記載しなければなりません。
適格請求書発行事業者さんの登録申請書は令和3年10月1日から提出可能となっています。

確定申告の改正点

2月になり確定申告の時期が近づいてきました。令和2年分の所得税の確定申告について改正点のいくつかを紹介します。

① 給与所得控除額の改正

給与所得控除額は、給与所得の金額の計算上給与収入の金額から差し引かれる金額です。令和2年分から以下の表のとおり従前の控除額から改正が行われます。

給与の収入金額（年収）	従前	令和2年分以降
162.5万円以下	65万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋18万円	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋64万円	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋120万円	収入金額×10%＋110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限額）
1,000万円超	220万円	

② 基礎控除額の改正

基礎控除は、全ての納税者に対し適用される所得控除項目ですが令和2年分より以下の表の金額に改正され従前は全納税者一律でしたが合計所得金額の区分により控除額が変動するものとなりました。

納税者合計所得金額	従前	令和2年分以降
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超 2		0円

③ 青色申告特別控除の改正

65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。

要件等	令和2年分	令和元年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記（複式簿記）での記帳	55万円	65万円
②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付		
③申告期限内での確定申告		
上記①～③に加え 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

感染症対策

引き続き訪問・来所を控えさせて頂こうと検討しております。可能な限り郵送やメールお電話でのご対応をお願いしております。対面での対応はマスク着用にて対応させていただきますがご容赦ください。緊急事態宣言も出ておりますがしっかりと対策していきますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



浦野会計事務所では

「チャットワーク」を導入しています。

チャット形式なので過去のやり取りが見やすく

「Zoom」にも対応しており

今後の非対面の打合せが増えた際にも役立つと考えております。

モバイル端末にも対応しております！

- ・ iPhone/iPadアプリは [iTunes](#) ページからダウンロードできます。（無料）
- ・ Androidアプリは [Google play](#) ページからダウンロードできます。（無料）

携帯でアプリをダウンロードしていただくと通知がきたりlineと同じように写真なども送ることができ便利ですのでご検討お願いいたします！（個別にもご提案させていただきます）

